



老介発0330第1号
平成24年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



「境界層措置の運用の詳細について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来からご配慮いただいているところであるが、今般、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第109号）」及び「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第111号）」が公布され、ユニット型個室の第3段階の負担限度額が1日当たり1,640円から1,310円に引き下げられることに伴い、標記通知の別添「境界層該当者の取り扱いについて（平成17年9月21日社援保発第0921001号）」の改正が行われたところである。

これに伴い、標記通知を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、社会・援護局保護課長通知と併せて御了知の上、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。



境界層措置の運用の詳細についての新旧対照表

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>1 境界層措置について</p> <p>介護保険制度においては、以下の①から⑤までに關し、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用することとしている(当該措置を以下「境界層措置」という。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額若しくは法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額又は介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額</p> <p>③ 法第51条の3第2項第1号若しくは第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額</p> <p>④ 法第51条第1項の規定による高額介護サービス費に係る負担の上限額又は法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費に係る負担の上限額</p>	<p>1 境界層措置について</p> <p>介護保険制度においては、以下の①から⑤までに關し、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用することとしている(当該措置を以下「境界層措置」という。)</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額若しくは法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額又は介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額</p> <p>③ 法第51条の2第2項第1号若しくは第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額</p> <p>④ 法第51条第1項の規定による高額介護サービス費に係る負担の上限額又は法第61条第1項の規定による高額居宅支援サービス費に係る負担の上限額</p>

<p>⑤ (略)</p> <p>2 具体的な事務処理</p> <p>1 の①から⑥までに関し、どの境界層措置を他の境界層措置に優先して適用すべきかについては、①から⑤の順に適用することが適当である。</p> <p>別添「境界層該当者の取り扱いについて(平成17年9月21日社援保発第0921001号)」により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、1の①から⑥の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。</p> <p>具体的な事務処理は、以下のとおりである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険者においては、境界層措置の申請者が申請書に添付する証明書等を確認の上、実際の境界層措置を講ずることとなる(具体的には、別紙(参考)を参照のこと。)。なお、この際に発行する負担限度額認定証の記載について、介護保険施設を利用する場合には、負担限度額を適用しない部分(境界層措置において負担限度額を適用しないとされた食費又は居住費及び入所する居室</p>	<p>⑤ (略)</p> <p>2 具体的な事務処理</p> <p>1 の①から⑥までに関し、どの境界層措置を他の境界層措置に優先して適用すべきかについては、①から⑤の順に適用することが適当である。</p> <p>別添「境界層該当者の取り扱いについて(平成17年9月21日社援保第0921001号)」により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、1の①から⑥の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。</p> <p>具体的な事務処理は、以下のとおりである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険者においては、境界層措置の申請者が申請書に添付する証明書等を確認の上、実際の境界層措置を講ずることとなる(具体的には、別紙(参考)を参照のこと。)。なお、この際に発行する負担限度額認定証の記載について、介護保険施設を利用する場合には、負担限度額を適用しない部分(境界層措置において負担限度額を適用しないとされた食費又は居住費及び入所する居室</p>
---	--

<p>以外の居室の居住費)については、負担限度額を適用しないことがわかるように、負担限度額の欄に、例えば、「————」(取消線)、「***」、[負担限度額なし]等の記載をされたい。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 既対象者の取扱いについて 平成17年10月1日において現に境界層措置を受けている者 にあつては、同日以降も引き続き境界層措置の対象とする。 この場合においては、境界層該当証明書の再度の発行によらず、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額をもとに、保険者において別添「境界層該当者の取扱いについて(平成17年9月21日社援保発第092I001号)」に従って1の①から⑤の順に適用されるべき措置を判断し、必要な境界層措置による減額を行うことができることとする。 なお、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額については、今般の介護保険制度の改正による利用者負担額の変化により調整が必要となることが考えられることから、保険者においては、必要に応じ、その証明を行った福祉事務所に照会を行う等による対応をとられたい。</p>	<p>以外の居室の居住費)については、負担限度額を適用しないことがわかるように、負担限度額の欄に、例えば、<u>例えば</u>「————」(取消線)、「***」、[負担限度額なし]等の記載をされたい。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 既対象者の取扱いについて 平成17年10月1日において現に境界層措置を受けている者 にあつては、同日以降も引き続き境界層措置の対象とする。 この場合においては、境界層該当証明書の再度の発行によらず、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額をもとに、保険者において別添「境界層該当者の取扱いについて(平成17年9月21日社援保第092I001号)」に従って1の①から⑤の順に適用されるべき措置を判断し、必要な境界層措置による減額を行うことができることとする。 なお、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額については、今般の介護保険制度の改正による利用者負担額の変化により調整が必要となることが考えられることから、保険者においては、必要に応じ、その証明を行った福祉事務所に照会を行う等による対応をとられたい。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: center;">(参考)</p> <p style="text-align: center;">具体的な境界層措置の手順について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まず、記の1の①について、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第35条第3号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第113条第4号の規定に基つき、法第69条第1項の規定に基つき、法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。 2 1に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の②に掲げる負担額について、<u>介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第414号。)</u>及び<u>介護保険法施行令第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第418号。)</u>の規定に基つき、より低い<u>居住費等の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用すること</u> 	<p style="text-align: center;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: center;">(参考)</p> <p style="text-align: center;">具体的な境界層措置の手順について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まず、記の1の①について、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第35条第3号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第113条第4号の規定に基つき、<u>法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。</u> 2 1に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の②に掲げる負担額について、<u>介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第414号。以下「居住費等の負担限度額告示」という。)</u>及び<u>介護保険法施行令第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第418号。以下「居住費の特定負担限度額告示」と</u>
---	--

<p>とす。</p> <p>3 1及び2に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の③に掲げる負担額について、<u>介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第413号。)</u>及び<u>介護保険法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第417号。)</u>の規定に基づき、より低い食費の特定負担限度額を適用することとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>いう。)</u>の規定に基づき、より低い居住費の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用することとする。</p> <p>3 1及び2に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の③に掲げる負担額について、<u>介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第413号。以下「食費の負担限度額告示」という。)</u>及び<u>介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第417号。以下「食費の特定負担限度額告示」という。)</u>の規定に基づき、より低い食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額を適用することとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
---	---

(改正後全文)

老介発第 0921001 号
平成 17 年 9 月 21 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

境界層措置の運用の詳細について

介護保険制度における境界層措置の運用については、「境界層措置の運用の詳細について」（平成 12 年 7 月 14 日老介第 9 号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）において規定されているところであるが、今般、境界層措置の運用の詳細について下記のとおり定め、平成 17 年 10 月 1 日から適用することとしたので、本日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知と併せて御了知の上、管内市町村にその周知を図られたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と協議済みであることを念のため申し添える。

また、本通知の施行に伴い、「境界層措置の運用の詳細について」（平成 12 年 7 月 14 日老介第 9 号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）は、平成 17 年 9 月 30 日限りで廃止する。

記

1 境界層措置について

介護保険制度においては、以下の①から⑤までに関し、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基

準等を適用することとしている(当該措置を以下「境界層措置」という。)

- ① 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条第1項に規定する給付額減額等の記載
- ② 法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額若しくは法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額又は介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額
- ③ 法第51条の3第2項第1号若しくは法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額
- ④ 法第51条第1項の規定による高額介護サービス費に係る負担の上限額又は法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費に係る負担の上限額
- ⑤ 法第129条第1項の規定による保険料の負担額

2 具体的な事務処理

1の①から⑤までに関し、どの境界層措置を他の境界層措置に優先して適用すべきかについては、①から⑤の順に適用することが適当である。

別添「境界層該当者の取り扱いについて(平成17年9月21日社援保発第0921001号)」により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、1の①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。

具体的な事務処理は、以下のとおりである。

- ① 福祉事務所長は、生活保護の申請者又は現に生活保護を受けている者が境界層措置を講ずれば生活保護を必要としない者であると認めた場合には、1の①から⑤の順に当てはめた上で、当該者についてどの境界層措置が講じられるべきであるかを示す証明書等を交付して、保護申請を却下し、又は保護を廃止することとされている。また、福祉事務所長は、当該者が保険者に境界層措置の申請をするに当たっては当該証明書等を申請書に添えて提出するよう、当該者に対し教示することとされている。
- ② 保険者においては、境界層措置の申請者が申請書に添付する証明書等を確認の上、実際の境界層措置を講ずることとなる(具体的には、別紙(参考)を参照のこと。)。なお、この際に発行する負担限度額認定証の記載について、介護保険施設を利用する場合にあっては、負担限度

額を適用しない部分(境界層措置において負担限度額を適用しないとされた食費又は居住費及び入所する居室以外の居室の居住費)については、負担限度額を適用しないことがわかるように、負担限度額の欄に、例えば、「————」(取消線)、「****」、「負担限度額なし」等の記載をされたい。

3 留意点

境界層措置を適用すべき者に対しこれまで当該境界層措置が講じられていない場合においては、「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について(平成17年9月8日老介発第0908001号)」の1(3)及び2(2)及び4(2)に基づき、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って、当該境界層措置が行われるべきものである。

4 既対象者の取扱いについて

平成17年10月1日において現に境界層措置を受けている者については、同日以降も引き続き境界層措置の対象とする。

この場合においては、境界層該当証明書の再度の発行によらず、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額をもとに、保険者において別添「境界層該当者の取扱いについて(平成17年9月21日社援保発第0921001号)」に従って1の①から⑤の順に適用されるべき措置を判断し、必要な境界層措置による減額を行うことができることとする。

なお、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額については、今般の介護保険制度の改正による利用者負担額の変化により調整が必要となることが考えられることから、保険者においては、必要に応じ、その証明を行った福祉事務所に照会を行う等による対応をとられたい。

[別紙]

(参考)

具体的な境界層措置の手順について

- 1 まず、記の1の①について、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第35条第3号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第113条第4号の規定に基づき、法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。
- 2 1に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の②に掲げる負担額について、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第414号。)及び介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第418号。)の規定に基づき、より低い居住費等の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用することとする。
- 3 1及び2に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の③に掲げる負担額について、介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第413号。)及び介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額(平成17年9月厚生労働省告示第417号。)の規定に基づき、より低い食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額を適用することとする。
- 4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の④に掲げる限度額について、施行令第22条の2第5項第2号及び同条第6項又は施行令第29条の2第5項第2号及び同条第6項の規定に基づき、より低い上限額(1月につき24,600円又は15,000円)を適用することとする。

- 5 1から4までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の⑤に掲げる保険料額について、施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ若しくは同項第4号ロ又は施行令第39条第1項第1号イ(2)若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ若しくは同項第5号ロの規定に基づき、より低い標準割合(4分の2、4分の3、4分の4若しくは4分の5又は同条第1号から第5号までの規定による割合を基準として市町村が条例で定めた割合)を適用することとする。



社援保発0330第7号
平成24年 3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



「境界層該当者の取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「境界層該当者の取扱いについて」（平成17年9月21日社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、了知の上、介護扶助の実施に遺漏のないよう配意されたい。

「境界層該当者の取扱いについて」(平成17年9月21日社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改 正 後	現 行
<p>1. 基本的な取扱い</p> <p>(1) 境界層該当者と境界層該当措置について 以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。</p> <p>ア</p> <p>イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス(介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。)又は特定介護予防サービス(介護保険法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。)を受け、当該特定介護予防サービスに係る居住費の負担限度額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。)又は滞在費の負担限度額(介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。)について、ユニット型個室を利用するときは1日につき「千三百三十円」又は「八百二十円」が、ユニット型準個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「四百九十円」が、従来型個室(介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に限る。以下「従来型個室(特養等)」という。)を利用するときは「千三百十円」又は「四百九十円」が、多床室を利用する場合には「千三百十円」又は「四百九十円」が、介護療養施設サービス(介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービス費をいう。)又は特定入所者介護予防サービス費(介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。)を支給されたときは、保護を必要としない状態となるもの</p> <p>ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス(介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。)又は特定入所者介護予防サービス(介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。)を受け、当該特定介護予防サービスに係る居住費の特定負担限度額(介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。)について、ユニット型個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」が、ユニット型準個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「四百九十円」が、従来型個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「四百九十円」が、介護療養施設サービス(介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービス費をいう。)又は特定入所者介護予防サービス費(介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。)を支給されたときは、保護を必要としない状態となるもの</p>	<p>1. 基本的な取扱い</p> <p>(1) 境界層該当者と境界層該当措置について 以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。</p> <p>ア</p> <p>イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス(介護保険法第51条の2第1項に規定する特定介護サービスをいう。)又は特定介護予防サービス(介護保険法第61条の2第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。)を受け、当該特定介護予防サービスに係る居住費の負担限度額(介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。)又は滞在費の負担限度額(介護保険法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。)について、ユニット型個室を利用するときは1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」が、ユニット型準個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「四百九十円」が、従来型個室(介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に限る。以下「従来型個室(特養等)」という。)を利用するときは「八百二十円」又は「四百九十円」が、従来型個室(介護療養施設サービス、介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。以下「従来型個室(老健・療養等)」という。)を利用する場合には「千三百十円」又は「四百九十円」が、多床室を利用する場合には「千三百十円」又は「四百九十円」が、介護療養施設サービス(介護保険法第51条の2第1項に規定する特定介護サービス費をいう。)又は特定入所者介護予防サービス費(介護保険法第61条の2第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。)を支給されたときは、保護を必要としない状態となるもの</p> <p>ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス(介護保険法第51条の2第1項に規定する特定介護サービスをいう。)又は特定入所者介護予防サービス(介護保険法第61条の2第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。)を受け、当該特定介護予防サービスに係る居住費の特定負担限度額(介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。)について、ユニット型個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」が、ユニット型準個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「四百九十円」が、従来型個室を利用するときは1日につき「千三百十円」又は「四百九十円」が、介護療養施設サービス(介護保険法第51条の2第1項に規定する特定介護サービス費をいう。)又は特定入所者介護予防サービス費(介護保険法第61条の2第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。)を支給されたときは、保護を必要としない状態となるもの</p>

エ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス又は特定介護予防サービス（特定介護サービス等という。以下同じ。）を受ける日の属する月に於いて要保護者である者であつて、当該特定介護サービス等に係る食費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。）について1日につき「六百五十円」、「三百九十円」又は「三百円」が適用され、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費（特定入所者介護サービス費等という。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

オ～ク (略)

区分	境界層該当措置						
アに掲げる者	(略)						
イに掲げる者	(イ) 特定介護サービス等に係る居住費又は滞在費（居住費等という。）の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。 <table border="1"> <tr> <td>居室の種類</td> <td>適用された後の額</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」	(略)	
居室の種類	適用された後の額						
ユニット型個室	1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」						
(略)							
ウに掲げる者	(ウ) 特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。 <table border="1"> <tr> <td>居室の種類</td> <td>適用された後の額</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」	(略)	
居室の種類	適用された後の額						
ユニット型個室	1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」						
(略)							
(略)	(略)						

(2) (略)

エ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス又は特定介護予防サービス（特定介護サービス等という。以下同じ。）を受ける日の属する月に於いて要保護者である者であつて、当該特定介護サービス等に係る食費の負担限度額（介護保険法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。）について1日につき「六百五十円」、「三百九十円」又は「三百円」が適用され、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費（特定入所者介護サービス費等という。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

オ～ク (略)

区分	境界層該当措置						
アに掲げる者	(略)						
イに掲げる者	(イ) 特定介護サービス等に係る居住費又は滞在費（居住費等という。）の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。 <table border="1"> <tr> <td>居室の種類</td> <td>適用された後の額</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」	(略)	
居室の種類	適用された後の額						
ユニット型個室	1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」						
(略)							
ウに掲げる者	(ウ) 特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。 <table border="1"> <tr> <td>居室の種類</td> <td>適用された後の額</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」	(略)	
居室の種類	適用された後の額						
ユニット型個室	1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」						
(略)							
(略)	(略)						

(2) (略)

2 (略)

3 証明書等の記載

(1) (略)

(2) 添付書類

ア 多床室を利用する場合

(ア)

(イ)

居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額)又は介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「320円」にその月の日数を乗じて得た額
(ウ) 居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額)又は特定基準費用額(介護保険法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じて得た額

(エ) ニュートン型個室を利用する場合

(イ)

ア における(イ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

①

②

居住費等の基準費用額又は特定基準費用額(1970円)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じて得た額
居住費等の負担限度額又は特定負担限度額(1310円)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「820円」にその月の日数を乗じて得た額

ウ～オ (略)

4～5 (略)

2 (略)

3 証明書等の記載

(1) (略)

(2) 添付書類

ア 多床室を利用する場合

(ア)

(イ)

居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額)又は介護保険法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「320円」にその月の日数を乗じて得た額
(ウ) 居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額)又は特定基準費用額(介護保険法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1380円」にその月の日数を乗じて得た額

(エ) ニュートン型個室を利用する場合

(イ)

ア における(イ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

①

②

居住費等の基準費用額又は特定基準費用額(1970円)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1640円」にその月の日数を乗じて得た額
居住費等の負担限度額又は特定負担限度額(1640円)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「820円」にその月の日数を乗じて得た額

ウ～オ (略)

4～5 (略)

○多床室を利用する場合の減額措置（保険料段階が5段階の場合）
（略）

○多床室以外の居室の居住費等の（特定）負担限度額の取扱い

(イ)

660 円/日 ①		
490 円/日 ②		
		820 円/日

個室
ユニット型

(イ)

330 円/日 ①		
	820 円/日 ②	
		490 円/日 ③

準個室
ユニット型

(イ)

330 円/日 ①		
	820 円/日 ②	
		490 円/日

従来型個室
（老健型）
（療養型）

(イ)

330 円/日 ①			
400 円/日 ②			
		100 円/日 ③	
			320 円/日 ④

従来型個室
（特養型）

○多床室を利用する場合の減額措置（保険料段階が5段階の場合）
（略）

○多床室以外の居室の居住費等の（特定）負担限度額の取扱い

(イ)

330 円/日 ①		
	820 円/日 ②	
		820 円/日

個室
ユニット型

(イ)

330 円/日 ①		
	820 円/日 ②	
		490 円/日 ③

準個室
ユニット型

(イ)

330 円/日 ①		
	820 円/日 ②	
		490 円/日

従来型個室
（老健型）
（療養型）

(イ)

330 円/日 ①			
400 円/日 ②			
		100 円/日 ③	
			320 円/日 ④

従来型個室
（特養型）

(別添)
(略)

添付書類

境界層該当措置の内容	減額される自己負担(月額)						
(1) (略)							
(2) 特定介護サービス等に係る居住費等の負担限度額又は特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。 <table border="1"><thead><tr><th>居室の種類</th><th>適用された後の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>ユニット型個室</td><td>1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」	(略)		
居室の種類	適用された後の額						
ユニット型個室	1日につき「千六百四十円」又は「八百二十円」						
(略)							
(略)							

(以下、略)

(別添)
(略)

添付書類

境界層該当措置の内容	減額される自己負担(月額)						
(1) (略)							
(2) 特定介護サービス等に係る居住費等の負担限度額又は特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。 <table border="1"><thead><tr><th>居室の種類</th><th>適用された後の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>ユニット型個室</td><td>1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」	(略)		
居室の種類	適用された後の額						
ユニット型個室	1日につき「千三百十円」又は「八百二十円」						
(略)							
(略)							

(以下、略)